公　示　日：2021 年 10 月 13 日
調達管理番号：21a00712
国　　名：アフリカ（広域）
担 当 部 署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム
調 達 件 名：アフリカ地域中西部ギニア湾沿岸地域における内水面養殖の人材育成・研究開発に係る情報収集・確認調査（人材育成)

1. 担当業務、格付等

（１） 担 当 業 務：人材育成
（２） 格　　付：3 号
（３） 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

（１） 全 体 期 間：2021 年 12 月上旬から 2022 年 2 月下旬
（２） 業務人月：現地 2.2、国内 0.4、合計 2.6
（３） 業 務 日 数：国内準備 4 日、現地業務 66 日、国内整理 4 日

本業務においては７. 業務の内容に記載のあるとおり、複数カ国へ訪問が予定されており、国によっては入国後の現地一時隔離期間が設けられている場合があります。現地業務日数は調査対象国における入国後現地一時隔離期間を含んだ日数を想定しています。現地業務期間における具体的条件等については、10. 特記事項を参照願います。また本案件において、研究開発分野の調査を担当する専門家と同時期での渡航並びに調査の実施が望ましいと考えています。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

（１） 簡易プロポーザル提出部数：1 部
（２） 見 積 書 提 出 部 数：1 部
（３） 提　出　期　限：11 月 4 日（木）（12 時まで）
（４） 提　出　方　法：電子データのみ
➢ 専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）

✧ 提出方法等の詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。
業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）
https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部 1 階調達・派遣業務部受付での受領は廃止しておりま

すので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

✧ 評 価 結 果 の 通 知 ：2021 年 11 月 17 日（水）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・
選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

（１） 業務の実施方針等：

① 業務実施の基本方針 16 点

② 業務実施上のバックアップ体制 4 点

（２） 業務従事者の経験能力等：

① 類似業務の経験 40 点

② 対象国又は同類似地域での業務経験 8 点

③ 語学力 16 点

④ その他学位、資格等 16 点

（計 100 点）

類似業務経験の分野	人材育成に係る各種業務
対象国／類似地域	アフリカ地域/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

（１） 参加資格のない社等：特になし

（２） 必 要 予 防 接 種 ：黄熱予防接種

6. 業務の背景

ギニアからカメルーンに至る西アフリカのギニア湾沿岸地域の海面漁業漁獲量は 2018 年に 140 万トンとなっているが、漁獲量はすでに頭打ちの状態にあり、将来的な漁獲量の大幅な増大を期待することはできないと言われている。他方、人口増加や経済発展を背景に水産物への需要は年々高まりを見せており、ギニア湾沿岸地域各国は不足する水産物を輸入に大きく依存している。地域全体でみれば域外からの水産物輸入量は約 182 万トンに達し、これは地域全体の海面漁業と内水面漁業を合わせた漁業生産量約 268 万トンのおよそ 7 割に匹敵する。

ギニア湾沿岸地域各国政府は食料安全保障の観点から、水産物の輸入依存を低減し、自国生産による供給力を高めるため、内水面養殖振興を水産政策の重点課題に掲げ取組んでいる。これに加えて、養殖産業をひとつの成長産業と位置付け、投融資を呼び込み養殖関連産業の育成政策にかじを切り始めるなど、養殖産

業を食料安全保障と経済発展の両面に寄与する伸びしろのある産業として大きな期待を寄せている。しかしながら、持続的な養殖振興を支えるべき人材は、行政・研究・民間のいずれにおいても質的・量的に不十分であるとされ、養殖振興の阻害要因となっている。また養殖技術においては現場でのノウハウや経験則に頼っているのが現状であり、基礎研究や今後求められる応用研究（優良系統の育種、飼料、防疫・魚病等）などは多くの国において行われていない。各国政府が人材育成や研究開発に投入できる行政支援が限られるなか、中長期的な視点による実効力の高い人材育成・研究開発への取組が急務になっている。

これらの背景を踏まえ、調査対象各国における人材育成・研究開発の基礎情報収集調査を通し、得られた客観的なデータと先方政府/地域・国際機関等との協議をもとに現状を把握し、各国/地域の人材育成・研究開発に関し、中長期的な視点から JICA 協力の方向性を検討することを本調査の目的とする。

7. 業務の内容

本調査は、中西部アフリカのギニア湾沿岸地域：リベリア、コートジボワール、ガーナ、トーゴ、ベナン、ナイジェリア、カメルーンを対象とし、各国の養殖管轄行政機関、研究機関（研究所、センター等）、養殖家・養殖関連企業、人材育成機関（大学、技術学校、職業訓練校等）、農業・畜産分野の行政機関・研究機関・企業（以下、「対象国内機関」という。）に対して調査を実施する。加えて、地域・国際機関である New Partnership for Africa’s Development (NEPAD)、Egyptian International Centre for Agriculture（EICA）、Southeast Asian Fisheries Development Center (SEAFDEC)、World Fish(WF)、African Union Inter-African Bureau for Animal Resources (AU-IBAR)、FAO、The Fisheries Committee for the West Central Gulf of Guinea (FCWC) への調査も併せて実施する。

上記、調査対象国のうちコートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、カメルーンを調査対象重点国とし、現地調査を実施する。その他の調査対象国の対象国内機関並びに地域・国際機関についてはアンケート調査及びオンライン面談による遠隔調査により情報を収集することとする。

具体的業務内容は次のとおりとする。

（１） 国内準備期間（2021 年 12 月上旬から 4 日間）

① 本調査に必要な既存資料や情報の収集・分析を行い、現地調査の基本方針及び具体的な調査方法、調査計画、調査項目、詳細な調査スケジュール等の検討を行う。

② 調査の全体方針を取りまとめた調査計画書案及び調査対象国の対象国内機関/地域・国際機関へ配布する質問票案（英）を作成し、JICA 経済

開発部及び各調査対象国 JICA 事務所、アフリカ派遣水産専門家等と現地調査前協議を行う。協議の結果を受けて調査計画書及び質問票を最終化する。

③ 円滑な現地調査の実現のため、国内準備作業期間において各調査対象国の対象国内機関及び地域・国際機関に対して各 JICA 事務所を通じてアンケートの送付を行う。

（２） 現地業務期間（2021 年 12 月中旬～2022 年 2 月中旬、66 日間）

① 調査計画書に則り、調査対象重点国 4 カ国（コートジボワール、ガーナ、ナイジェリア、カメルーン）に対し現地調査を実施する。

② 各 JICA 事務所との打ち合わせを行う。

③ 配布したアンケートの回収並びに結果の分析に加え、施設訪問や関係者との協議を通じてより詳細な情報の収集・分析及び検討を行う。なお、実施方針及び留意事項は以下のとおり。

（ア） JICA が策定したサブサハラアフリカ内水面養殖協力指針（案）を参照し、そのコンセプトを十分に理解した上で今後の協力の方向性を検討し提案する。

（イ） 調査で収集した情報をもとに、養殖研究開発に係る課題や制約要因の所在を検討する。検討に当たっては、国ごとの研究開発における得意分野や不得意分野などを明らかにした上で、域内の研究開発にかかる相互補完や情報共有を含めた連携可能性を検討する。

（ウ） 地域的な研究開発拠点となりうる機関/施設を特定し、養殖における研究開発の地域的協力アプローチの可能性を検討する。

（エ） JICA の比較優位性・妥当性・実効性を満たした中長期的視点での協力の方向性を検討する。

（オ） 協力の方向性における協力実施のシナリオには、域内における第三国研修、域内水産系大学との協力、国際機関/他ドナーとの連携、他セクターとの連携、新しい支援アプローチを含むこととする。

（カ） 中長期的な協力の方向性の提案には調査で収集・分析した客観的な情報に加え、先方政府や地域・国際機関の意向や方針も反映させる。

※ 上記の（２）現地業務期間（2021 年 12 月中旬～2022 年 2 月中旬、66 日間）に記載のある実施方針及び留意事項を踏まえて、以下の項目を参考に具体的な調査内容をプロポーザルにて提案すること。

（A）養殖業の基礎情報調査

(a)基礎情報（養殖行政、生産規模、生産構造、従事者、生産額、養殖農家数、養殖関連産業、市場等）

(b) 産業振興に関する政策・戦略・計画、現状と課題

（B）人材のニーズ等の調査

各養殖関係機関（行政機関、研究機関、民間養殖企業、飼料製造企業、種苗生産企業）における人材のニーズ及び現状と課題

（C）人材育成組織の調査

(a)各養殖教育機関（国公立大学、私立大学、専門高校、専門学校等）の基礎情報（機関数、組織体制、財政状況、教員数、学生生数、学科・コースの種類、入学資格、卒業進路等）及び運営状況（技術評価、カリキュラム、実施体制・状況、所有する訓練機材、教員の能力等）

(b)各養殖訓練機関（職業訓練施設、民間訓練施設等）の基礎情報（機関数、組織体制、財政状況、指導員数、訓練生数、コースの種類、受講資格、修了後進路等）及び運営状況（カリキュラム、実施体制、所有する訓練機材、指導員の能力等）、養殖教育人材（教員、指導員）の国外における教育・訓練歴

（D）人材育成制度等の調査

(a)養殖人材育成に関する教育制度、行政制度、雇用制度、資格制度、現職再教育制度、インターンシップ制度、他セクターとの人材交換制度

(b) 起業支援、就職支援の状況、留学や研修など海外機関での人材育成制度・状況

（E）人材育成計画等の調査

(a) 養殖人材育成に関する中長期的政策・戦略・計画の有無と実施状況

(b) 養殖人材育成政策における養殖技術教育・職業訓練組織の位置づけ

（F）人材育成における他ドナーや国際機関の現状調査

既存及び潜在パートナーの協力の状況（役割・開発/支援状況・実績/計画等）

（G）優良参考事例調査（調査対象重点国のみ）

農業・畜産分野の機関・組織との比較（役割・業務状況・人材育成等）

（H）遠隔調査対象国 3 カ国（リベリア、トーゴ、ベナン）についての調

査

遠隔調査対象国に対しては、国内準備作業期間に送付した質問票を回収し、情報の整理・分析を行う。その後、各国と個別にオンライン面談を実施する。オンライン面談の相手は各国養殖行政機関の責任者を想定し、情報の補完や JICA の協力可能性を検討するために必要な先方政府の思い描く人材育成の目標やビジョン、計画を確認する。

(I) JICA 協力の方向性案の検討

調査結果に基づき、調査対象国/地域の養殖分野における人材育成に係る中長期的な JICA 協力の方向性案を検討する。

（３） 国内整理期間（2022 年２月下旬、４日間）

① 調査結果（調査結果に基づいた調査対象国/地域の養殖分野における人材育成に係る中長期的な JICA 協力の方向性案を含む）を発表する。本会議は JICA 本部（地域部・課題部）、アフリカ地域派遣水産専門家等の関係者を参集して行われる。

② 調査結果及び上記会議結果を反映して、業務完了報告書を作成し、JICA 経済開発部に報告する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は（１）及び（２）の両方とし、電子データ（PDF と Word など編集可能なデータ）により提出する。但し、 調査の過程や帰国報告などにおいては、必要な部数を用意する。

（１） 調査計画書案（和文、英文、仏文）

担当業務に関して、現地調査で実施する調査の具体的内容や方法を記載する。

（２） 業務完了報告書（和文、英文、仏文）

全調査結果を記載する。2022 年 2 月 18 日までに JICA 経済開発部に提出し、報告する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_202103.pdf

留意点は以下のとおりです。

（１） 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空経路は、日本⇒ドバイ⇒コートジボワール⇒ガーナ⇒ナイジェリア⇒カメルーン⇒ドバイ⇒日本を標準とします。提示している経路（キャリア）以外を排除するものではありません。コロナ禍での欠航便がある等の場合は現時点で現実的な航路で計上ください。

現地調査期間中のガーナ、コートジボワール、ナイジェリア、カメルーンへの域内移動についても見積書に計上してください。空路による移動とし、渡航回数は各国１回ずつとします。

（２） 新型コロナウイルス感染対策に関する経費

PCR 検査代及び隔離期間の待機費用は見積書に計上不要です。契約交渉時に確認させていただきます。

10. 特記事項

（１） 業務日程

① 現地業務日程

本業務における本邦から調査対象地域への渡航回数は１回とします。同様に現地調査期間中のガーナ、コートジボワール、ナイジェリア、カメルーンへの域内移動の渡航回数も１回ずつとします。

コロナ対策として入国後の一時隔離期間が設けられている国が対象国に含まれています。各国の入国並びに出国に係る規制は本部担当より最新の情報を提供します。現地一時隔離期間も現地業務日数に含まれることから、それを加味した効率的な業務計画を作成してください。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。養殖研究開発分野を担当するコンサルタントと協同して業務を実施してください。

ア） 養殖研究開発（JICA が別途契約するコンサルタント）

イ） 人材育成（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

各 JICA 事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア） 空 港 送 迎：便宜供与あり

イ） 宿 舎 手 配：便宜供与あり

ウ） 車両借上げ：便宜供与あり

エ） 通 訳 傭 上：必要に応じ英仏通訳の傭上を行います。

オ） 現地日程のアレンジ：C/P との初回の協議のみアレンジします。
カ） 執務スペースの提供：なし

（２） 参考資料

① 本業務に関する以下の資料を当 JICA 経済開発部農業・農村開発グループ　第二チームにて配付します（電話番号: 03-5226-8431）。
　ア）サブサハラアフリカ内水面養殖協力指針（案）

② 本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。
　ア）提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
　イ）提供依頼メール
　　・タイトル：「配付依頼：情報セキュリティ関連資料」
　　・本　文　：以下の同意文を含めてください。
　　「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

（３） その他

① 業務実施契約（単独型）については、単独（１名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせて頂きます。

② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 在外事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

③ 現地調査は、外務省危険情報レベル 2 以下、JICA 安全対策措置及び感染症対策措置で承認される範囲内に限定します。プロポーザルには現地調査を実施する都市、経由地を明記してください。

④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10

月）」（http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

⑤ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑥ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上